

議案第64号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の方を人権擁護委員候補者に推薦することについて、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡部正英

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
佐野市 [REDACTED] [REDACTED]	麻 生 芳 子	[REDACTED] [REDACTED]	地方公務員

理 由

本市の人権擁護委員 大関輝雄様は、本年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任者を推薦することについて、議会の意見を聞きたいので提案するものです。

参 考

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(省略)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(省略)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見

を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4-8 …省略…

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

履 歴 書

住 所 栃木県佐野市 [REDACTED]

麻 生 芳 子  
[REDACTED] 生

学 歴

1 昭和56年 3月 [REDACTED]

職 歴

1 昭和56年 4月 [REDACTED]

1 昭和59年 3月 [REDACTED]

1 平成15年 4月 佐野市消費生活センター勤務 現在に至る

賞 罰

[REDACTED]